

相手国政府・相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅録註印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ブータン	第二次救急車整備計画のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の交換公文	第二次救急車整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	172,000千円 H30.2.28まで	H27.3.18 ニューデ リー(イ ンド)で (同日)	日本側 八木毅在ブータン大使(インドにて兼轄) ブータン側 ゴエツォン・ナムギヤル駐日(在インド)ブータン大使	H27.4.7 106号
ブータン	国道一号橋樑架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の交換公文	国道一号橋樑架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,956,000千円 H31.6.30まで	H27.3.30 ニューデ リー(イ ンド)で (同日)	日本側 八木毅在ブータン大使(インドにて兼轄) ブータン側 ゴエツォン・ナムギヤル駐日(在インド)	H27.4.9 125号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。